

武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成20年9月30日

提出者

25番 深 沢 達 也

21番 田 辺 あき子

2番 きくち 太 郎

3番 橋 本 しげき

7番 川 名 ゆうじ

11番 土 屋 美恵子

16番 田 中 節 男

23番 斉 藤 シンイチ

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義 殿

## 武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

武蔵野市議会会議規則（昭和26年8月武蔵野市議会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(議員の派遣) 第83条 法第100条 <u>第12項</u> の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。	(議員の派遣) 第83条 法第100条 <u>第13項</u> の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。	字句の改正
2 (略)	2 (略)	

### 付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市議会会議規則の規定は、平成20年9月1日から適用する。

### (提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。